

特定建設作業の種類（騒音・振動規制法施行令別表第2参照）

| 特定建設作業の種類 | 作業の分類等 | | 届出義務の有無 | | 主な機械・工法等 |
|--|--|-----------|---------|--|---|
| | | | 騒音 | 振動 | |
| くい打機を使用する作業 | 既成くい直打工法 | 打撃工法（機械） | ○ | ○ | ディーゼルハンマー 油圧ハンマー ドロップハンマー パイルエキストラクタ |
| | | 打撃工法（人力） | × | × | もんけん |
| | | 圧力工法 | ○ | × | 油圧 ワイヤー圧入 |
| | 既成くい埋込み工法 | 打撃を用いるもの | × | ○ | プレボーリング工法 中掘工法 |
| | | 打撃を用いないもの | × | × | プレボーリング工法 中掘工法 くい回転根固め工法 |
| 場所造成くい（場所打くい） | | × | × | オールケーシング（ベノト）工法 アースドリル工法 リバースサーキュレーション工法 | |
| くい抜機を使用する作業 | 油圧式 | | ○ | × | 油圧 |
| | 油圧式以外 | | ○ | ○ | 打撃工法 |
| くい打くい抜機を使用する作業 | 圧力式 | | × | × | サイレントパイラー パイルマスタ |
| | 圧力式以外（振動、打撃等） | | ○ | ○ | バイプロハンマー |
| びょう打機を使用する作業 | リベット打ち | | ○ | × | リベッティングハンマー |
| | リベット打ち以外 | | × | × | インパクトレンチ トルクレンチ |
| さく岩機を使用する作業 ※ （振動の届出では「ブレイカーを使用する作業」） | ブレイカー（打撃のみ） | 重機取り付け式等 | ○ | ○ | ジャイアントブレイカー 油圧ブレイカー |
| | | 手持ち式 | ○ | × | ハンドブレイカー ピックハンマー 電動ハンマー |
| | さく孔を主とするさく岩機（打撃＋回転） | | ○ | × | ジャックハンマー（シンカ） レッグドリル ドリフタ ストーパ |
| 空気圧縮機を使用する作業 | 電動機以外の原動機、定格出力 15kW 以上（さく岩機の動力として用いる場合を除く） | | ○ | × | 主にリベット打ち、くい打ちの動力として用いるときに要届出 |
| コンクリートプラントを設けて行う作業 | 混練容量 0.45 m ³ 以上（モルタル製造用除く） | | ○ | × | ここで規制するのは「プラント」であり、「ミキサ車」、「ミキサ」は届出不要 |
| アスファルトプラントを設けて行う作業 | 混練重量 200kg 以上 | | ○ | × | |
| バックホウを使用する作業 | 原動機の定格出力 80kW 以上（環境大臣が指定する低騒音型除く） | | ○ | × |  低騒音型のマーク（97 基準値） |
| トラクターショベルを使用する作業 | 原動機の定格出力 70kW 以上（環境大臣が指定する低騒音型除く） | | ○ | × | |
| ブルドーザーを使用する作業 | 原動機の定格出力 40kW 以上（環境大臣が指定する低騒音型除く） | | ○ | × | |
| 舗装版破砕機を使用する作業 ※ | ハンマーを落下させるもの | | × | ○ | ドロップハンマー車 |
| 鋼球を使用して工作物を破壊する作業 | | | × | ○ | |

※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、届出が必要

特定建設作業にかかる規制基準（特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準、振動規制法施行規則別表第1参照）

| 地域区分 | 区分け（詳細要確認） | 基準値（敷地境界） | 作業ができる時間 | 実働時間/日 | 連続作業期間 | 作業の禁止 |
|------|--------------------|----------------------------|----------|--------|--------|----------|
| 1号区域 | 2号区域以外 | 騒音：85 dB 以下 振動：75 dB 以下 | 7～19時 | 10時間以内 | 6日以内 | 日曜・その他休日 |
| 2号区域 | 主に工業専用地域（騒音は+工業地域） | | 6～22時 | 14時間以内 | | |

ご不明な点は下記の連絡先までお問い合わせください

久留米市荘島町375番地 久留米市役所環境部環境保全課 (TEL:0942-30-9043 / FAX:0942-30-9715)